

平成20年6月6日
文部科学省

子どもと若者の支援に関する文部科学省の主な取組

文部科学省では、子どもや若者が抱える様々な困難に対して、学校教育を中心に、地域社会や家庭とも連携しつつ、以下のような支援のための取組を実施している。

1. 不登校、高校中退に関する取組(参考1)

(1) 不登校に関する取組

- ・ 18年度の小中学校における不登校は約12.6万人と、減少傾向から増加に転じ、教育上大きな課題となっており、従来から、①スクールカウンセラー(SC)の配置等による教育相談体制の充実、②学校・家庭・地域社会の連携強化、③地域の不登校施策の中核的役割を担う教育支援センター(適応指導教室)の充実などを推進。
- ・ 本年度は、①SCの小学校への配置やスクールソーシャルワーカーの活用等による教育相談体制の充実、②不登校等の未然防止、早期発見・対応など生徒の支援を行うための効果的な取組等についての調査研究「問題を抱える子ども等の自立支援事業」、③不登校児童生徒への指導・支援に実績のあるNPO、民間施設等に対する、実態に応じた効果的な活動プログラム等の開発委託などを推進。

(2) 高校中退に関する取組

- ・ 18年度の高校中退者数は約7.7万人、在籍者に占める割合は約2.2%と、教育上大きな課題となっており、従来から、①中学校における進路指導、高校入学者選抜の改善、②単位制高校、中高一貫校、総合学科など生徒の多様な選択を可能とする学校の設置、③教育課程の多様化・弾力化の推進や個に応じた生徒指導の充実などを推進。
- ・ 本年度は、①上記(1)の「問題を抱える子ども等の自立支援事業」、②高校卒業者や中退者への支援の在り方についての調査研究、③不登校等による高校中退後、学校復帰した者に対する支援等の効果的なプログラムの開発などを推進。

2. 青少年の体験活動に関する取組(参考2)

- ・ 児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むためには、発達段階に応じて様々な体験活動を行うことが有意義。また、青少年が自立への意欲を高め、心と体の相伴つ

た成長を促すことが大切。このため従来から、全ての青少年の生活に体験活動を根付かせ、社会の関係の中で自己実現を図ることができるよう、学校教育及び社会教育を通じて、自然体験や社会体験など多様な体験活動の機会を推進。

- ・ 本年度は、①小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動「子ども農山漁村交流プロジェクト」、②小学校の長期自然体験に必要な指導者養成及び青少年の諸課題に対応した体験活動を推進する「青少年体験活動総合プラン」、③非行等問題を抱える青少年の立ち直りを支援するための社会活動の場の開拓や立ち直り支援の体制づくりに関する調査研究などを推進。
- ・ なお、本年4月に中央教育審議会に対して「新しい時代に求められる青少年教育の在り方について」諮問を行い、これからの青少年教育の意義・役割、国・地方・民間の役割と連携等について、現在審議中。

3. ニート、フリーター対策に関する取組(参考3)

- ・ 改正教育基本法では教育の目標として「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養う」旨規定され、学校教育を中心に、若者が適切な勤労観、職業観や職業に関する知識・技能を身に付け、明確な目的意識を持って就職できる資質を育むことが重要。
- ・ このため、各学校段階において、社会科や特別活動など教育活動全体を通じて必要な指導を推進。特に、中学校における職場体験活動や専門高校におけるものづくり分野等の専門的職業人の育成などを推進。
- ・ ニート・フリーター対策として、大学・専修学校等を活用した学び直しの機会等を提供。また、フリーター等の職業能力形成の機会に恵まれなかった者等を対象に、大学・専修学校等における専門的・実践的な教育プログラムの開発と履修証明書のジョブカード制度への活用を推進。

4. 学校、家庭、地域社会の連携に関する取組(参考4)

- ・ 少子化や都市化に伴う人間関係の稀薄化等により地域の教育力の低下が指摘されており、従来から地域における子どもの居場所づくり、ボランティア活動等の体験活動を推進。
- ・ 本年度は、①学校支援地域本部事業による、学校と地域との連携の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくり、②放課後子ども教室事業(放課後子どもプラン)による放課後等の子ども達の安全・安心な居場所づくりの支援、③住民のボランティア活動や家族参加の体験活動を通じた地域の絆づくりなどを推進。

- ・ 家庭教育は全ての教育の出発点として、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心や自立心等を育成する上で重要な役割を果たすものであるが、都市化、地縁的繋がり稀薄化等により社会全体による家庭教育への支援が求められる。
- ・ 本年度は、子育ての悩みを抱える親等への情報や学習機会の提供、相談体制の充実等、身近な地域における家庭教育支援の基盤形成などを推進。

5. その他

(1) 高等学校卒業程度認定試験 (参考5-1)

- ・ 高等学校を卒業していない等のため、大学等の受験資格がない者に対し、高等学校卒業者と同等以上の学力があるかどうかを認定する試験。合格者には、大学・短大・専門学校への入学資格を付与。
- ・ 受験資格は満 16 歳以上で、全日制高等学校等の在籍者も受験可能。既に大学入学資格を持っている場合は受験できない。合格点を得た者が 18 歳未満の場合は、満 18 歳の誕生日から合格者となる。
- ・ 合格科目は、学校長の判断により高等学校の卒業単位として単位認定することができる。
- ・ 高卒認定試験合格者が、職業資格や採用試験の受験資格等において実質的に高等学校卒業者と同等の扱いとなるよう、関係機関や経済団体等に働きかけているところ。

(2) 奨学金等 (参考5-2)

- ・ 学ぶ意欲と能力のある学生が経済的理由により進学を断念することのないよう、日本学生支援機構による奨学金事業を実施。本年度は約 122 万人の学生等に奨学金を貸与予定。なお、高校生等に対する奨学金事業は、17 年度以降入学者から順次都道府県に移管。
- ・ 各大学でも経済的理由等により修学困難な学生に対する授業料等の減免を実施しており、国立大学では運営費交付金、私立大学では経常費補助金の算定に当たって、授業料等の減免について考慮。
- ・ なお、学校教育法の規定に基づき、市町村は経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、就学援助を実施しており、国は、義務教育の円滑な実施のため、市町村が行う就学援助のうち、要保護者に係る援助について国庫補助を実施。